

住宅改修工事等助成事業のご案内

あきる野商工会では、あきる野商工会の会員事業所を利用して『個人住宅の修繕・改築工事』や『省エネ設備機器導入工事』などを行った場合に、その費用の一部を助成する「住宅改修工事等助成事業」を実施します。

- ◎工事費用の5%相当（最大10万円）を助成します！
- ◎あきる野商工会の会員事業所が行う工事のみが対象となります！
- ◎工事着工前に申請が必要です！

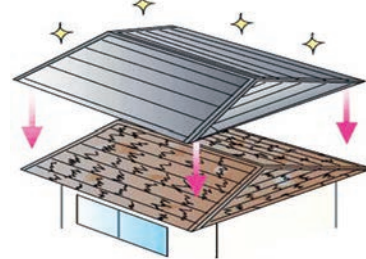
※詳細は裏面をご覧ください※

改修工事等の参考例

外壁塗装工事



屋根改修工事



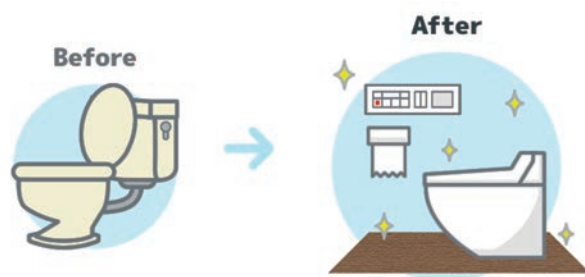
省エネ設備
機器導入工事



換気扇や天井扇の設置工事



トイレ等の改修工事



【ご注意ください】

助成対象物件に直接属さない外構工事等は対象外となります。

例：カーポート、物置・倉庫、ブロック塀・フェンス、ウッドデッキ、駐車場の整備等

※申請書類はあきる野商工会で配布しています。

住宅改修工事等助成事業のご案内

対象者

- ◎助成対象物件をあきる野市内または檜原村内に所有し、かつ居住している方
- ◎あきる野市または檜原村に住居する個人で、令和5年度の住民税及び固定資産税を滞納していない方
- *但し、当会とは別にあきる野市または檜原村が実施する助成金・補助金制度との重複利用はできません。

対象物件

あきる野市民または檜原村民が所有し、かつ居住する個人住宅、または、併用住宅・集合住宅における個人住宅部分

対象工事

- ◎次の①から④のいずれかに該当するもの
 - ①住宅本体の修繕・改築工事、外壁修繕・塗り替え工事
 - ②省エネ設備機器導入工事
 - ③住環境機能の維持・向上を図るための工事
 - ④あきる野商工会が認めた工事
- *但し、助成対象物件に直接属さない外構工事等は除く（カーポート、物置・倉庫、ブロック塀・フェンス、ウッドデッキ、駐車場の整備等）
- ◎あきる野商工会の会員事業所を利用して行う工事
- *但し、あきる野市・檜原村に店舗等がない事業者、または、あきる野市・檜原村に本店登記がない大型店舗を除く。
- ◎令和6年7月1日（月）以降にあきる野商工会に交付申請手続きをした後に工事を着工し、令和7年2月28日（金）までに工事完了届を提出できる工事
- ◎工事着工前写真と工事施工中、工事完了後写真が、明確に比較できるよう適切な撮影写真・資料を提出できる工事（施工前・施工中・施工後の写真を同位置・角度・距離で撮影してください。）



助成金額

- ◎10万円以上（税別）の改修工事の見積額（税別）と工事完了後の支払額（税別）を比較していずれか少ない額の5%とします。助成上限は10万円（千円未満の端数切捨て）。
- ◎申請は本助成事業中1世帯につき1回限りとします。

受付開始

令和6年7月1日（月）*必ず工事の着工前に申請してください。

受付終了

申請手続は、先着順で受け付けますが、助成金（予定額を含む）が予算額に達し次第受付を終了いたします。

その他

- ◎工事着工前に助成申請が必要です。
- ◎『交付申請』『完了届』に関しては、必要書類を全て揃えたうえで商工会へご提出ください。
- *市民税・村民税の納税証明書（非課税証明書）は、7月1日以降に取得してください。
- ◎申請書類・交付要綱等については、当会窓口（本所・支所）のほか、当会ホームページからも取得できます。

問合せ先

あきる野商工会 本所

あきる野市秋川1-8あきる野ルピア3階
TEL 042-559-4511

（担当：星野、矢坂）

あきる野商工会 五日市支所

あきる野市五日市411市役所五日市出張所2階
TEL 042-596-2511